

感染症発生時における応援職員派遣等に関する指針（ガイドライン）

令和2年10月更新版

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

1 はじめに

本ガイドラインは、宮城県が定めた「感染症発生時における職員の派遣に関する事務取扱要領」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により職員が不足した施設（事業所）に、応援職員や短期雇用契約社員として勤務する場合の勤務条件等の目安を示すものです。各施設（事業所）におかれましては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、本ガイドラインを活用し、各施設（事業所）におけるサービス提供体制の確保に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このガイドラインは、令和2年7月末時点で作成したものを令和2年9月及び10月に更新したものです。今後も適宜更新される可能性があります。

2 勤務形態

応援を必要とする施設（事業所）の状況により、以下の3つの勤務形態があります。

○協力団体の調整による勤務（玉突き派遣）

→ 県内の介護保険施設等で感染症が発生し、同一法人内で配置換え等の措置を講じた結果、職員が不足した場合、感染症が発生していない施設等へ別法人から一定期間出張し、当該施設等の業務に従事する形態を指します。協力団体の調整により、一定期間、派遣元から派遣先へのお出張扱いで勤務します。

※協力団体：感染症が発生した場合に備え、各施設間における職員の派遣等について宮城県と委託契約締結（予定）の下記団体

- ・宮城県老人保健施設連絡協議会
- ・宮城県老人福祉施設協議会
- ・仙台市老人福祉施設協議会
- ・宮城県認知症グループホーム協議会
- ・日本認知症グループホーム協会宮城県支部

○県の調整による勤務（直接派遣）

→ 県内の介護保険施設等で感染症が発生し、同一法人内で配置換え等の措置を講じることができない、又は、講じてもなお職員が不足した場合、感染症が発生した施設等へ別法人から一定期間出張し、当該施設等の業務に従事する形態を指します。県の調整により、一定期間、派遣元から派遣先へのお出張扱いで勤務します。

○短期雇用契約

→ 宮城県の調整により、感染症発生施設（事業所）等と短期雇用契約を締結して勤務します。

なお、勤務や補助の流れについては、別添フロー図を参照願います。

3 勤務条件

新型コロナウイルス感染症の手当（特殊勤務手当）についての目安は、下記のとおりです。

- ・職員の特種勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）及び人事委員会規則7-2（特殊勤務手当）

防疫等作業手当／作業に従事した日1日につき3,000円（著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業※に従事した場合は4,000円）。

※ 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者の身体に直接接触して行う作業。

○その他（協力団体の調整により職員を派遣する場合の目安）

1 応援職員による派遣支援の服務等

(1) 応援職員の派遣期間

14日以内で応援職員を受け入れる施設の希望する期間とします。

(2) 応援職員の勤務時間

原則として日勤とし、夜勤は行わせないものとします。

(3) 応援職員の服装等

応援職員が利用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、派遣先において準備の上、支給又は貸与することを原則とします。

※県から衛生用品の支給あり→4（1）

2 感染症発生時における応援職員の旅費については、派遣元が負担することを原則とします。

※県から補助金の交付あり→4（2）

3 感染症発生時における応援職員の賃金、手当については、派遣元が負担し、派遣先に請求することを原則とします。

※県（又は仙台市）から補助金の交付あり→4（3）

4 直接派遣の場合、応援職員の派遣に係る新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院を補償）については、県が加入します。

4 感染症発生時における宮城県（仙台市）の支援について

(1) 応援職員が利用するマスク、手袋等の衛生用品の支給

【県から派遣先へ支給】

→ 感染症発生施設に勤務する日数及び人数に応じた衛生用品を支給します。

(2) 応援職員の旅費についての補助金

【県から派遣元及び派遣先へ補助】

→ 「宮城県介護事業所等への応援職員派遣支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」を県長寿社会政策課（介護人材確保推進班）に提出

(3) 応援職員の賃金，手当についての補助金

【県（又は仙台市）から①派遣先，②派遣元のいずれかへ補助】

→（仙台市）：「仙台市介護サービス事業者等に対するサービス継続支援事業等
助成金交付申請書」を仙台市介護事業支援課に提出

→（仙台市以外）：「新型コロナウイルス感染症サービス継続支援事業に係る補助
金交付申請書」を県長寿社会政策課（施設支援班）に提出

※ 感染症発生施設（事業所）への補助については，賃金，手当以外の経費（衛
生用品の購入等）も含めて補助（上限あり）。

(4) 感染症が発生した施設（事業所）の消毒・洗浄についての補助金

【県から派遣先へ補助】

→ 「令和2年度地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関す
る事業）補助金交付申請書」を県長寿社会政策課（施設支援班）に提出。